

1. はじめに

1.1 計画の目的

現在、本市には264箇所の公園があり、その多くは設置から30年以上が経過していません。公園施設の老朽化に加え、人口減少や少子高齢化社会による社会情勢の変化、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや高齢者の健康増進等のニーズの変化に伴い、公園施設の機能が十分に発揮されていない状況がみられるとともに、経年劣化等により多くの公園施設の更新が必要な時期を迎えています。

これらのことから、公園の長期的に安定した維持管理や今後も適切な機能を維持していくため、「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」を策定し、効率的な利活用の推進を図っていきます。本計画策定にあたり、「第7次豊川市総合計画」や「第3次豊川市都市計画マスタープラン」、「豊川市緑の基本計画」、「豊川市立地適正化計画」等の上位・関連計画や地域のニーズを踏まえ再編方針を定めます。

本計画では、地域特性やまちづくりの方向性との整合を踏まえ、①使いやすく魅力ある公園の再編、②地域全体で公園利活用推進、③長期的に安定した維持管理を目指します。

1.2 地区区分

地域全体における公園機能の向上を図るため、生活圏を供する小学校区に着目し、以下のとおり、地区を設定します。

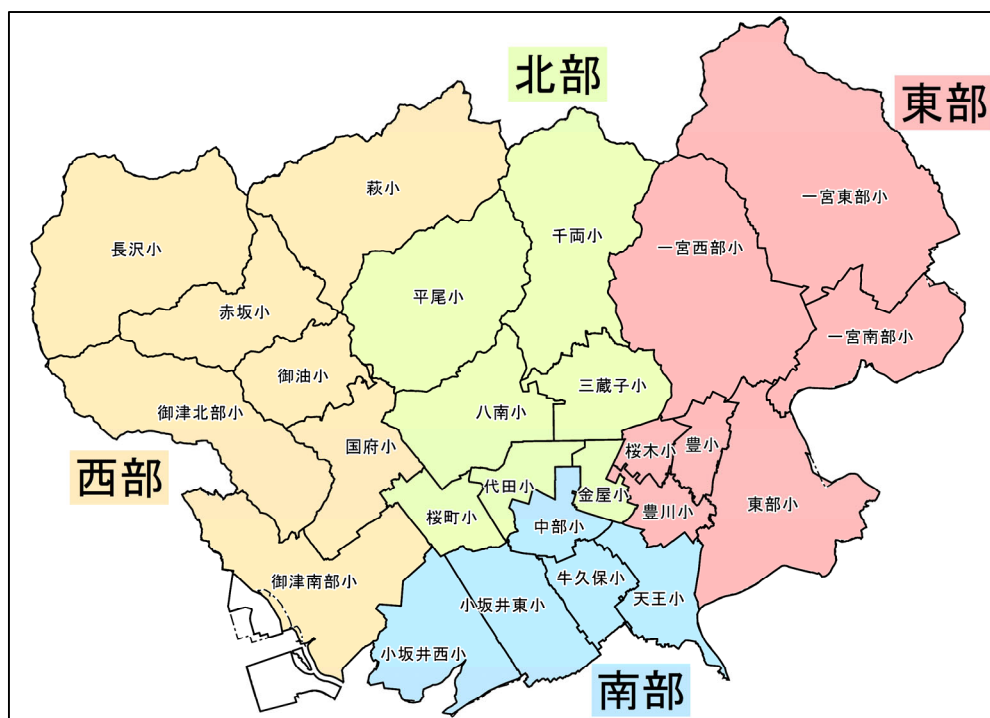
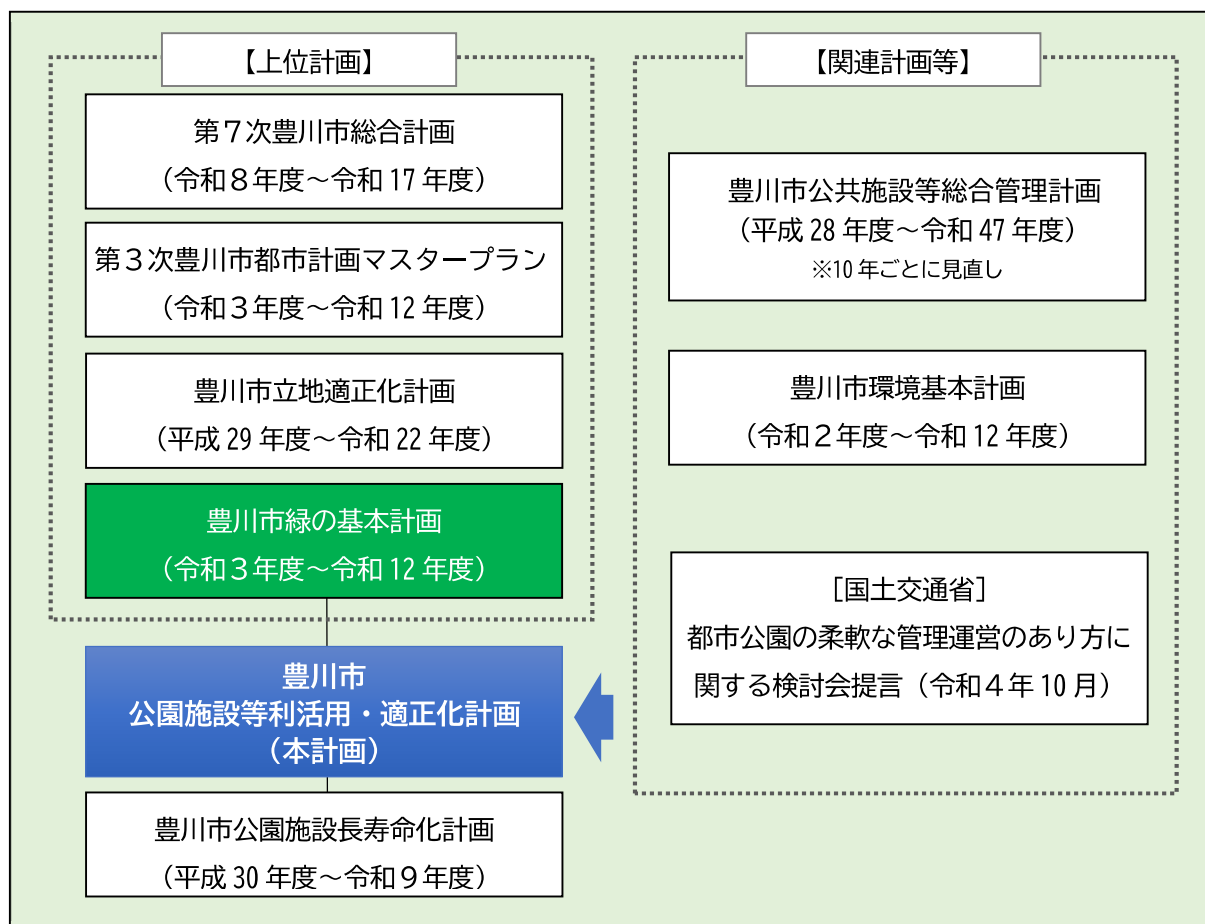


図 地区設定 (小学校区)

1.3 計画の位置づけと役割

本計画は、本市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開した「豊川市緑の基本計画」に基づいて策定します。

また、「第7次豊川市総合計画」、「第3次豊川市都市計画マスタープラン」、「豊川市立地適正化計画」等の上位・関連計画との整合を図ります。



1.4 計画期間

本計画の期間は、概ね20年後の都市を展望しつつ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを実施します。

1.5 対象とする公園

本市で整備されている公園には以下の種類があります。

都市公園

①都市計画法に基づく都市計画公園

- ・都市計画法に基づき、都市計画決定された公園又は緑地で、国又は地方公共団体が設置するもの

②都市計画公園以外の都市公園

- ・地方公共団体が都市計画区域内に設置する都市計画施設ではない公園又は緑地

児童遊園等

- ・都市公園以外の市が管理する公園で児童遊園やちびっ子広場等

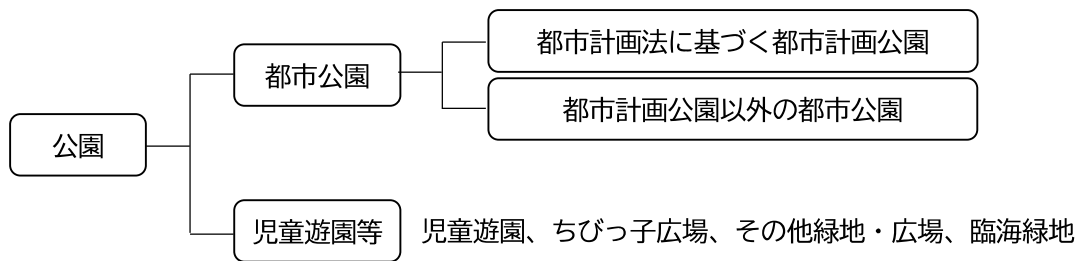


図 対象とする公園

本計画では都市公園及び児童遊園、ちびっ子広場、その他緑地・広場、臨海緑地を対象とします。

なお、都市公園については住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまでさまざまな規模、種類のものがあります。公園の機能、目的、利用対象等について次ページに示します。

表 計画の対象とする公園数

区分	種類	公園種別	計画対象数(箇所)	公園の内容	該当する公園
都市公園	住区基幹公園	街区公園	97	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	美幸公園 曙公園 桜木公園 他
		近隣公園	11	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	三明公園 新道公園 本野原第一公園 他
		地区公園	4	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カンントリーパーク)は面積4ha以上を標準とする。	桜ヶ丘公園 弘法山公園 佐奈川散策公園 手取山公園
	都市基幹公園	総合公園	1	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。	赤塚山公園
		運動公園	2	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。	豊川公園 スポーツ公園
	都市緑地等	都市緑地	7	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	行明緑地 緑町緑地 三上緑地 酢屋下緑地 御油松並木公園 豊川海軍工廠平和公園 さくら広場
	その他の公園	児童遊園	36	児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設。	赤代児童遊園 西桜木児童遊園 他
ちびっ子広場		58	都市計画法施行令25条第6号・7号、都市計画法施行規則第21条に基づいて設けられた緑地・広場等の他、上記に該当しない公園。	西の谷ちびっ子広場他	
その他緑地・広場		46	港湾における就労環境や生活環境の向上並びに良好な自然環境の保全や向上等に資するための港湾環境整備施設(緑地、海浜、植栽、広場、休憩所等)。港湾法に基づいて愛知県により設置され、本市へ移管又は管理実施。	西ノ谷広場 炮土土広場 他	
臨海緑地		2		御幸浜緑地 佐脇浜緑地	
計			264		

注) ・計画対象となる公園の数は令和8年3月現在。ただし、供用開始予定の街区公園2公園(大木2号公園、駅東1号公園)を含める。
 ・近隣住区=幹線街路等に囲まれた概ね1km四方(面積100ha)の居住単位
 ・「都市公園」分の内容欄は国土交通省ホームページを参照